

令和５年度 第２回福知山市空家等対策協議会 議事録

令和６年２月１３日（火）午後２時３０分～

発言者	
司会	定刻となりましたので、ただいまから「令和５年度 第２回福知山市空家等対策協議会」を始めさせていただきます。 みなさまにおかれましては、大変御多忙の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。 今回の協議会につきましては、東岡委員はオンラインでの御参加で、上田委員、角野委員は本日欠席とさせていただきますので、予めご了承ください。 開会にあたり、本協議会会長 大橋一夫 福知山市長がご挨拶申し上げます。
大橋会長	ー 開会 あいさつ ー
司会	ありがとうございました。 議事に先立ちまして、本日委員１０名中８名の出席がございましたので、福知山市空家等対策協議会規則第４条第２項により協議会開催について成立しましたことを御報告いたします。 それでは、議題に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。 ●協議会次第 ●協議会委員名簿 ●その他資料として、 「令和５年度第２回福知山市空家等対策協議会の説明資料」 「別添資料１ 空家等管理活用支援法人についての資料 １部」 「別添資料２ 管理不全空家等についての資料 ３部」 「別添資料３ 福知山市空家等対策計画についての資料 １部」 「別添資料４ 特定空家等の現状についての資料 １部」 「別添資料５ 空家等実態調査についての資料 １部」 お手元資料に不足はございませんでしょうか。 それでは、議題に入ります。ここからは、協議会規則第４条１項の規定により、大橋会長に議長を務めていただき議事の進行をお願いいたします。大橋会長よろしくお願

大橋会長	それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。 今回協議していただく案件３件につきまして、全件の説明を行い、その後、案件ごとに質疑応答とさせていただきます。それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	協議いただく事項についてご説明いたします。 次第の協議事項（１）空家等管理活用支援法人、（２）管理不全空家等への対応方針、（３）空家等対策計画への追記等のいずれも、昨年１２月１３日に、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正法が施行されたことに伴うものになりますため、まとめてご説明をさせていただきます。委員の皆様には事前に資料をお渡ししておりますので、再度になりますがご容赦ください。 青い横長のパワーポイントの資料と右肩に資料１～３と記載してある別冊の資料を合わせてご覧いただきながらお聞きください。 まず、青い資料をめくっていただき２ページをご覧ください。法の改正の経緯や概要を示しています。このうち、赤の下線を記した「空家等管理活用支援法人」と「管理不全空家等」についてご協議いただきます。 「空家等管理活用支援法人」については、人員や専門的知識が不足しがちな自治体においても、空家等対策を推進できるよう、空家等対策に経験や実績のある民間法人に手を挙げていただき、そちらを自治体が指定することができる、という制度になります。 行政側のメリットは、事業の助力になること。法人側のメリットは、指定により、市の指定法人として、業務に取り組めることになります。 「管理不全空家等」については、これまで「空家等」と「特定空家等」の間にあった良好な管理から少し不適切な管理といった幅の広い管理状態の中に、「管理不全空家等」といったカテゴリーを新設したものです。空き家が増加していく中、「特定空家等」にいたる前段階から適切な管理をしていただくことが目的です。これまでのように特定空家等に認定して、勧告を待つことなく、固定資産税の優遇措置から除外されるため、所有者にとって管理の意識づけになるものと思われます。 それでは、ページをめくっていただき３ページ４ページをご覧ください。 「空家等管理活用支援法人」についてご説明します。 ３ページ上段が、指定できる法人、下段がその業務について法をぬきだしています。 ４ページが、現在の福知山市の審査基準です。行政手続きの関係上、改正空家法の施行日１２月１３日までに、示しておく必要があったため、下段の「方針が定められるまでの間、市長はこれ、指定、を行わないこととする」と公表しています。 具体的な活用方針を定め、明らかにする必要があるため、活用方針についてご協議いただきますよう、よろしくお願いします。

次の5ページをご覧ください。

支援法人について、ある程度の想定、「どの団体を指定しよう」といった「どの団体」について、念頭にありません。

本市の課題は大きく、中ほどに記載の3点と認識しています。

1点目は、「所有者等に対し、希望実現に向けた具体的な情報や方法の提供ができない」です。不動産業者や解体業者を紹介してほしい、仲介をしてほしいといった希望に対し、業者さんのリストをお渡しして、「こちらから選ばれるのも方法の一つですよ」といった対応をしています。所有者側は、丁寧な対応、もっと言えば伴走を希望されるケースもあるので、それらも提供ができればと思います。

2点目は、「相続人多数時の相続人調査の専門性が高く、事務負担が大きい」です。本市においても、現在生きている方だけで33名の相続権者に対して、空家等の適正管理について通知を送付している件があり、非常に時間と労力がかかる事務になっています。

3点目は、「現役世代に向けた空き家問題の普及啓発が不十分であること」です。本市では高齢者の死亡や施設入所により空き家となる傾向が強いことが実態調査からわかっています。所有者である高齢者の次の世代、相続の予定者である息子や娘、または孫の世代に向けた啓発を折に触れ行っていますが、次の案を出していただける法人を求めています。

これら3点のいずれでも対応いただくため、国土交通省が示す手引きに基づき別冊の資料1「事務取扱要綱（案）」を作成しました。ほぼ、手引きに示された内容ですが、本市独自の内容として、第3条第1項第5号に、本市の示す課題の解決が可能であること、同じく9号に、地域に実情に応じた業務遂行が可能であることの審査基準を追加しました。

以上が、支援法人についてです。

続きまして、管理不全空家等についてご説明します。

6ページをご覧ください。基本的に解体や、除却をするしかなかった特定空家等については、協議会で委員の皆様にお諮りしてご意見をいただいておりますが、管理不全空家等は、不適切な箇所の修繕や適切な管理をすれば、十分使用に耐える物件が対象であり、作業も軽いものになります。そのため、審査基準・対応手順を明確に定めておくことで、事務局の対応により、空家等の管理について指導・勧告をしていきたいと考えております。

次に7ページと別冊の資料2をご覧ください。資料2について、3ページからの判断基準につきましては、これも国土交通省から示された手引きをもとに作成しています。これは、最終的には、税の優遇措置から除外される処分となるため、ほかの自治体と基準がぶれておってはまずいと判断したためです。相談を受けた物件で、これらの判断基準のどれかに該当すれば、管理不全空家等として対応を進めます。

資料2の6ページと横長の資料7ページをご覧ください。青と赤で色分けしている

	部分がそれぞれの部分になり、どういう手順で対応するか、が本市の独自部分になります。 横長の資料をご覧ください。対応の手順をご説明します。①苦情相談を受け付けた物件に対し、②現地調査・③所有者調査を行い、④初回の情報提供を行います。対応したとの連絡の有無にかかわらず、⑤の現地調査を実施し、改善が見られない場合は⑥２回目の情報提供、⑦の現地調査を実施し、さらに改善が見られない場合は、⑧管理不全空家の認定、ここで初めて認定します。⑨認定後の現地調査で改善が見られない場合は勧告し、税の優遇措置、用地特例の解除につながります。また、勧告後も改善されず、著しく悪化した場合は、特定空家等の認定につながる場合も考えられます。初回の通知から、最短で５か月で勧告を実施する予定です。 皆様には、資料２の判断基準及び対応手順の内容を含み、対応方針についてご協議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。 続きまして、空家等対策計画への追記についてです。 本件は、改正空家法に基づき追加となった事項を追記するものです。そのほかのページに記載している方針等に何かを加えるといったものではありません。内容としては資料３の２１ページをご覧ください、管理不全空家等について丸々１ページ、続いて２３ページについて緊急代執行が追加されたため追記しました。また、これまで代執行の中に略式代執行が含まれていましたが、別項としました。 次のページをご覧ください。新旧でフロー図をつけております。右が先ほど申し上げました管理不全空家等と緊急代執行について追記したものです。 追記の内容や記述について、ご協議いただきますようお願いいたします。 また、これらご協議いただいた内容については、６月の市議会定例会に本市条例の改正、管理不全空家等などについての内容を付記した改正を議案提出する予定です。 横長の青い資料８ページをご覧ください。スケジュールを示しています。今回の協議会を経て、６月の議会で条例が通過したならば、公布されたタイミングで運用を開始すると考えております。 以上、走りましたが、協議事項についての説明を終わります。
大橋会長	それでは、質疑応答に移らせていただきます。 まず、「福知山市における空家等管理活用支援法人の活用方針」に関して、御意見や御質問はございますか。
岡委員	支援法人について、現在、福知山市では指定の候補団体がないとおっしゃっていましたが、ただ指定の申請を待つのではなく、そのような組織を作ることを支援する、組織に対してアドバイスするなど、内部で動いていくのが良いのではないのでしょうか。というのは、私は阪神間でいくつか自治体の協議会に参加をしているのですが、

	ほとんどの自治体がこれまでの協定等の繋がりの中で対応をし、指定しないと言っています。 中でも、生駒市は行政が主体となって、空き家対策に関するプラットフォームを作っています。その中に不動産業者や解体業者などが全部入っており、年に1回みんなで顔を合わせ、行政が目光らせながら各業者が利益に走らないよう教育したり、コントロールしながら、空家等対策を官民で協力して実施していらっしゃいます。 今度、どこも指定の候補がない状態で審査基準だけ公表し、「誰がいませんか？」と受け身で待つよりも、能動的に動かれたらどうかなと思います。
事務局	はい、ありがとうございます。
岡委員	事務取扱要綱の内容については、国が示した内容を流用するということで全然問題はないと思います。
大橋会長	他にご意見等はございますか。
木下委員	事前説明を受けた時にも少しお伝えしたのですが、指定した法人が利益を独占してしまうのではないかという意見と、福知山市内に本店又は支店若しくは営業拠点を有することを審査基準にしてしまうと、間口かかなり狭まり申請してくる法人がほとんどないのでないかという意見があります。
田中委員	要綱第3条第4項に認定の通知という内容の記載がありますが、公示はしなくて問題ないのでしょうか。例えば第5条の業務の廃止の際は公示が必要と記載されていますが、指定の際にも公示が必要ではないでしょうか。 また、第3条第5号に「本市の実施が困難である」と記載がありますが、この文言は必要がないように感じます。
事務局	ありがとうございます。指定の際に公示が必要かどうかにあることについては再確認し、必要であれば追記いたします。また、「本市の実施が困難である」という文言につきましては、他市の要綱等も参考にしながら記載させていただきましたが、再度確認を行い、修正させていただきます。
廣瀬委員	皆さんと一緒の部分もあるのですが、申請の可能性のある法人が現段階で不明という中で、審査基準の地域用件について福知山市内の法人に限定するのが適切なのか、それとも、市内に限らず全国の空き家対策の実績やノウハウがある法人に重きを置いて支援法人に指定する方がよいのか、そういったところの判断が少し難しいかなと思います。 他の市町村の話を聞いていますと、支援法人の目星がある自治体は既に問い合わせ

	があると聞いています。現時点で福知山市に対し問い合わせがないのであれば、地域用件を設けてしまうと手が上がる可能性は少ないのかなと思っています。どちらかといえば、実績に重きを置く方が審査基準として適切であると私は思います。 また、事務取扱要綱（案）についてですが、第2条の指定の申請の中で、これまでの空家等の管理、又は活用等に関する活動実績を記載した書面、あるいは税金の滞納がないことを証する書面などを提出すると定めていますが、第3条の審査基準の中に、これらの書類を審査する条文が見当たりません。 既に公表されている他の市町村の要綱と福知山市の要綱を見比べてみると、そういった部分が漏れているのか、また福知山市独自のお考えがあるのかお聞かせください。
事務局	ありがとうございます。要綱第2条内で提出を求めている書類の審査基準が第3条内で規定されていないというご意見につきましては、おそらく他の自治体で条文を追加されたものだと思います。いただいた意見及び他市町村の要綱等を参考にしながら、再度第3条の審査基準について検討させていただきたいと思います。
田中委員	質問よろしいですか。審査体制は設けないということでしょうか。また、審査の内容は公表しないのでしょうか。
事務局	審査体制等は特に設ける予定はありません。審査基準や審査の結果等についてはHPにて公表させていただく予定です。
大橋会長	他にご意見等はございますか。
堀委員	支援法人に対しての具体的な業務委託料や報酬額等はある程度決まってるのでしょうか。それとも、これから決めていかれるのでしょうか。
事務局	現在、委託料や報酬額等の詳細は決めておりません。 相談業務等の窓口として支援法人に指定した場合については、委託料等をお支払いすることは考えていません。弁護士や司法書士資格をお持ちの方に所有者等の探索といった業務について支援いただく場合は、委託料等をお支払いし業務遂行していただく形になると思います。 しかしながら、現時点で詳細は決めておりません。京都南部の自治体で司法書士に所有者等の調査業務を委託しておられる事例がありますので、参考にしながら検討させていただきたいと思っています。
木下委員	司法書士や弁護士は個人で運営されている方も多くいらっしゃいますが、司法書士や弁護士が所属している法人を指定するというイメージで問題ないのでしょうか。

事務局	はい、おっしゃる通りです。司法書士や弁護士資格を持った方が組織の一員として存在している法人を指定すると考えております。
木下委員	その場合、福知山市内に法人格を持った司法書士事務所はなく、要綱第3条第1項第9号の地域用件を審査基準に規定してしまうと、手を挙げてくる法人はないと思います。
事務局	ありがとうございます。これまで多くの空家等の所有者等と相談させていただく中で、「市内の業者を教えてほしい」「市内の業者の方が安心できる」という意見が多く寄せられることから、まずは地域の実情を理解していただいている地元の業者を指定すべきであると考えておりました。 しかし、岡委員がおっしゃったように、候補の法人がないのであれば、市が能動的に手を回し、用件に合った法人や団体を作ってもよいのではないかなというようなご意見もいただきましたので、そのあたりも踏まえて検討させていただきたいと思います。
岡委員	先ほど、委託料や報酬等の話が挙がりましたが、プラットフォームに参加されている業者は、基本的にはボランティアでやっておられますが、実際は取引があればそれなりにお金が発生します。取引があったところに関しては報酬があり、それをプラットフォーム内でシェアしたり、プラットフォームの運営費に使用したりされています。こういったプラットフォームでは、ボランティア的な部分と報酬等をシェアする部分で成り立っているというのが事実だと思います。 よって、プラットフォーム内で儲けることを目的として所属する業者よりも、プラットフォームに所属していることに意味を見出せる業者等が一つになってグループを作っていただくと良いと思います。
衣川委員	岡委員のおっしゃる通りだと思います。どうしても営業目的になってしまうのですよね。そこが難しいですね。そこを考慮すると半官半民の団体を行政が主体となって作っていただくというのが順当な話になると思います。 先ほどの司法書士の話についても、司法書士協会からどなたかを選出して、その団体に所属していただくと良いのではないのでしょうか。 ただ、報酬や利益がないと業者も動かないので、その辺のバランスもしっかりと考慮した団体みたいなものができればと思っています。 むしろ、個人企業に業務を渡せないですね。もし個人企業を支援法人として指定し、業務を全てそこに任せてしまうと癒着じゃないかというような意見も出てくるのではないかと思います。

大橋会長	ありがとうございます。他にご意見等はございませんか。
木下委員	よろしいですか。横長の資料５ページに記載されている３つの課題を解決するためには、どうしても支援法人によるものでないといけないのでしょうか。
事務局	課題解決のためだけでしたら、支援法人にこだわる必要はないと思います。例えば法人でない団体の司法書士協会等と協定を結んだり、岡委員がおっしゃっていただいた生駒市のプラットフォームのような団体と協定を結び、そことやり取りをし、半官半民で課題解決や空家等対策を促進していく方法もあると思います。 ただ、空家法の改正に伴い支援法人の指定ができるという条文が追加されたことにより、申請に対し指定の処分を適切に行う必要があることから、具体的な審査基準や支援法人の活用方針を、委員の皆様にご協議いただく中で決定したいと考えております。 また、プラットフォームについては事務局内でも検討できておりませんので、今後検討していきたいと考えています。
大橋会長	他にご意見等はございませんか。
堀委員	支援法人が指定された場合は、その法人が空き家バンクの運営や管理をされるのでしょうか。
事務局	空き家バンクの制度とは全く切り離した別の制度になります。支援法人を指定した場合は、横長の資料５ページに記載している３つの課題を解決できる業務を行っていただこうと考えておりますので、現在は空き家バンクの業務は対象外となります。
大橋会長	他に支援法人に関してのご意見等はよろしいでしょうか？それでは支援法人につきましては以上とさせていただきます。 続きまして、福知山市における管理不全空家等への対応方針に関してご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
岡委員	事前にお示しいただいた「判断基準及び対応手順（案）」について、よく読み込めば理解ができるような職員向けのものだと思うので、パッと見るだけで市民の誰もが理解できるような資料を別に作っていただきたいと思います。 もう一つは、対応の手順について、勧告まで５ヶ月という説明をされたんですけれども、１月から固定資産税を６倍にしようと思ったら、いつ方取り組めばいいのですか。

事務局	最低でも８月には最初の通知を実施しておく必要があります。現在までに把握している管理が不適切な物件については、現在も継続して所有者等に対し通知等を実施しておりますが、管理不全空家等の運用開始と同時に、各物件について現地調査を行い、通知を実施する予定にしています。その通知を起算日とさせていただきます。 管理不全空家等の運用開始後に、新しく相談のあった物件については、随時対応させていただくつもりです。
木下委員	管理不全空家等への対応一連は福知山市の職員で全て実施されるのか。
事務局	はい。本市の職員で対応させていただく予定です。
田中委員	「判断基準及び対応手順（案）」について、「４ 管理不全空家等の判断基準について」と「５ 管理不全空家等の勧告について」の間に、指導についての項目を設け、手順等の内容を示した方が分かりやすいと思います。 また、指導や勧告に基づいて改善された場合のプロセスについても、この資料からわかりづらいため、追記した方がよいと思います。 また、判断基準について、一つの物件について複数該当箇所があり、どのレベルまで改善すれば管理不全空家等の対象外になるのか。全ての箇所を改善しないといけないのか。そのあたりの基準を明確にしておく必要があると思います。
大橋会長	ありがとうございます。他にご意見等ございませんか。東岡委員は何かご意見等はございませんか。
東岡委員	はい、大丈夫です。皆様の議論の内容があまり聞こえなかったのですが、説明は聞こえていましたので問題ないです。 ありがとうございました。続きまして、「福知山市空家等対策計画への追記等」に関して、御意見や御質問はございますか。
田中委員	２１ページについて、勧告の項目内の固定資産税の内容について、もう少し詳しく記載しても良いのではないのでしょうか。例えば、勧告を受けた翌年のこの時期に特例が解除されるとか、状況が改善されたら翌年のこの時期に特例が元に戻るとか。計画にそこまで詳しく書く必要があるかどうかは分かりませんが…。
岡委員	確認してもよろしいですか。空家等の所有者等が納税されているかどうかなどは、市の中で確認できている状態なのでしょう。納税をされていなかったら、特例の解除も全く意味のないことになってしまうので。

事務局	そうですね。まちづくり推進課の空家対策係では、固定資産税の納税通知書の送付先情報のみ閲覧可能ですので、滞納情報等は確認できません。
岡委員	多くの自治体では、空き家担当の職員が納税の情報を確認できるように税務部署と兼務されています。 「固定資産税が6倍になります」といくら言っても、所有者等が納税していない場合は全く意味がないので、納税情報を確認できる体制を持たれた方がいいと思います。
事務局	現在、税務課職員と滞納整理業務をしている税機構の職員と連携しながら、滞納状況を踏まえた空家等対策を進めているところです。
大橋会長	他にご意見等はございませんか。
木下委員	再度確認なのですが、管理不全空家等は状況が改善すれば、住宅用地特例が戻るということで間違いないないのでしょうか。
事務局	はい、おっしゃる通りです。しかし、改善されたとしてもすぐに特例が再適用されるというわけではありません。1月1日時点の状態で判断しますので、例えば1月10日頃に改善された場合、1月1日時点はまだ管理不全空家等の状態ですので、その年の5月頃に発送される納税通知書の金額は、特例が除外されている状態の金額になります。
大橋会長	他にご意見等はございませんか。 貴重なご意見をありがとうございました。議員の皆様よりいただきましたご意見につきまして、事務局は再度確認をしてください。
事務局	はい、皆様貴重なご意見ありがとうございました。 まず、協議事項1の支援法人の活用方針についてですが、他市町村の事例等を教えていただきましたので、それらを踏まえ再度検討していきたいと思います。また、事務取扱要綱（案）につきましては、文言の整理及び内容の整理を行いまして、修正版を委員の皆様にお示しさせていただきたいと思います。 管理不全空家等への対応方針につきましては、指導の内容や改善された場合の手順の追記や、管理不全な箇所が複数ある場合に所有者に求める改善の程度の明確化を行い、より市民の皆様が理解しやすいよう修正させていただきます。 また、計画への追記等につきましては、管理不全空家等の住宅用地特例の解除や再適用の内容について、追記させていただきます。

事務局	確認させてください。資料１の事務取扱要綱及び資料２判断基準及び対応手順を作成すること自体は問題ないでしょうか。また、これらに基づきそれぞれ対応を進めていくということによろしいでしょうか。
大橋会長	今、事務局の方から資料１の事務取扱要綱、それから資料２の管理不全空家等の判断基準及び対応手順について作成することについての賛否の確認がありましたが、委員の皆様からいただいた意見を踏まえ修正させていただいた上で、それらを作成することによろしいでしょうか。
委員全員	はい、大丈夫です。
大橋会長	ありがとうございます。事務局よろしいですか。
事務局	はい、問題ないです。ありがとうございます。
大橋会長	それでは、委員の皆様からいただいたご意見を元に事務局で再度検討し、修正をさせていただきます。 次に、報告事項に移らせていただきます。事務局より報告事項の説明をよろしくお願ひします。
事務局	報告事項です。２点ございます。 はじめに特定空家等の現状についてです。 ４件ある特定空家等のうち、４－１、４－２、４－３の３件につきましては、所有者への指導を継続していますが、所有者との面談要請がうまくいかず、作業や状況としては停滞しています。住所への直接訪問等、できうる手段を交え、引き続き指導を進めてまいります。 状況が進んだのは４－４の野花地内の物件です。昨年の台風７号の通過後、躯体の損壊が進んだため、本市条例に基づく緊急安全措置で除却を行いました。将来的には、跡地購入の希望を募り、裁判所に相続財産清算人を申立て売却に向けて事務を執行してまいりたいと思います。 ちなみに、令和３年度に略式代執行により除却した城山の空家跡地ですが、昨年１１月にご近所の方が購入され活用されることになりました。売却金額等についてはまだ清算人から連絡がなく、わかっておりませんが、解体に要した５００万円はとてふ賄える金額ではないと聞いています。 続きまして、空家等実態調査に係る進捗状況です。 現在、昨年度から第２回目の実態調査を進めており、自治会からの報告物件１６１件に加え、平成２８年度から３１年度に実施した第１回目の実態調査で市が把握し

	ている物件と突合し、合計 2 3 6 5 件を現地調査しました。現地調査と並行し、所有者の送付先等の調査を進め 5 5 . 8 % 終了しています。 所有者情報調査が終了した 1 2 8 4 件についてはアンケートを送付し、7 7 4 件、約 60% から回答をいただいています。回答の詳細、分析については、次回以降でお示しできるようにいたします。 以上でございます。
大橋会長	只今の事務局からの説明内容について、御質問等ございか。
堀委員	4-4 の野花地内の除却跡地について、碎石が敷かれ、かなりきれいな状況になっていますが、緊急安全措置でここまでする必要はあったのでしょうか。
事務局	ありがとうございます。こちらの碎石の敷均しにつきましては、工事請負業者が野花自治会長ということもあり、地元の要望も踏まえた上で、自治会経費で実施されました。よって、碎石敷均し等については、本市は費用負担していません。
堀委員	わかりました。この土地を近所の方が購入されるのですか。 購入したいという意向をお聞きしておりますので、今後売買に向け、本市が相続財産清算人の選任を裁判所に申し立て、手続きを進めていく予定です。
大橋会長	他にご意見等はございませんか。
衣川委員	城山の除却跡地が売れたが、解体に要した 500 万円はとても賄える金額ではないという説明がありましたが、どうやって金額が決まるのでしょうか。
事務局	土地の値段につきましては、清算人と裁判官の間で決定されます。当該跡地付近の標準宅地価格や路線価格を参考にしながら決められるそうですが、当該跡地は奥の土地が道路より 2 m ほど下がった状態であり、盛土や擁壁の作業が必要な土地であることから、かなり安価で売買されたと考えられます。
大橋会長	他にご意見等はございませんか。
岡委員	4-1、4-2、4-3 に物件は既に勧告をされているとのことですが、用地特例が解除され、固定資産税の金額が上がっており、それを納めていらっしゃるのでしょうか。
事務局	4-1 の物件につきましては、特例が解除されても課税標準額が免税点未満のため、課税がされていません。

事務局	4-2、4-3の物件につきましては、令和6年度から特例が解除されることとなりますので、今年の5月ごろに発送される納税通知書をもって、はじめて特例解除後の金額が通知されることとなります。
岡委員	わかりました。その納税通知書をきっかけに何か動いていただけるといいですね。
大橋会長	他にご意見等はございませんか。よろしいですか。 それでは「その他」に移らせていただきます。事務局の説明後、質疑応答とさせていただきます。それでは、事務局お願いします。
事務局	今月2月25日（日曜日）に専門家による無料相談会を開催します。委員の皆様にもお世話になります。東岡委員、上田委員、衣川委員、木下委員にお世話になります。今回は8名枠を用意し、17名の方から応募がありました。 お忙しいところ大変恐縮ですが、よろしくお願いいたします。以上です。
木下委員	事前の資料は提供いただけるのでしょうか。
事務局	はい、現在準備をさせていただいておりますので、後日改めて提供させていただきます。
大橋会長	委員のみなさまから何かございますか。 これにて本日の議事は全て終了しました。委員の皆様には、様々な御意見をいただき、ありがとうございました。それでは、進行を事務局へお返しします。
事務局	委員の皆様、長時間にわたり、御協議をいただきありがとうございました。 それでは、閉会にあたり、岡副会長から閉会の御挨拶をいただきます。
岡委員	— 閉会 あいさつ —
事務局	ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして協議会を終了させていただきます。お忙しい中、大変ありがとうございました。